

DV 被害者に係る「不開示コード」等の設定申し出書

この申し出書はマイナポータルの自己情報表示及び、情報提供等記録を表示しないことについて必要があるかを確認するためのものです。

マイナンバーカードを DV 加害者である元夫、元妻が所有している場合等、マイナポータルを用いて避難先の情報が加害者に伝わる危険性があります。

カード停止の連絡、必要な場合にはマイナンバーの変更、カードの再交付、マイナポータルの代理権解除手続きにより回避することができますが、以下の①②に該当する方は、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出てください。

なお裏面に想定されるケースについて記載しております。

- ① DVや虐待等の被害者である
- ② 加害者の下から避難先市町村に避難している

以下該当する方に チェックを入れてください。

①及び②に該当するため不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出ます。

①及び②に該当しないため不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出ません。

年 月 日

(氏名) _____

※②に該当する場合、マイナンバーカードの停止・代理権の解除を行うこととしてください。カード停止等の手続きが完了した場合、当該フラグを解除します。

(裏面)

《想定されるケース》

【ケース①】避難先市町村から、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該 DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

【ケース②】DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者が DV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース